



# 山形県公報

平成27年12月8日(火)  
第2704号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……1459
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……1460
- 県営土地改良事業計画の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(農村整備課) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………(林業振興課) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……1461
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(最上総合支庁建築課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……1462

## 告 示

### 山形県告示第1011号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成27年12月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社暖工業	デイ・サービスこすもすの家 酒田市法連寺字村前13番2号	通 所 介 護	平成27. 11. 4

### 山形県告示第1012号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成27年12月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社暖工業	居宅介護支援事業所 こすもすの家 酒田市法連寺字村前13番2号	居 宅 介 護 支 援	平成27. 11. 4

**山形県告示第1013号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成27年12月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社暖工業	デイ・サービスこすもすの家 酒田市法連寺字村前13番2号	介護予防通所介護	平成27. 11. 4

**山形県告示第1014号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営肝煎地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営肝煎地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
庄内町役場
- 縦覧に供する期間  
平成27年12月9日から平成28年1月14日まで
- その他  
この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。  
また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対しのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第1015号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西川町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年12月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 公共測量を実施する地域  
西村山郡西川町
- 公共測量を実施する期間  
平成27年11月25日から平成28年2月19日まで
- 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第1016号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年12月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 保安林予定森林の所在場所  
最上郡真室川町大字大沢字手倉沢3432-6、字西郡山手倉沢4451-3
- 保安林指定の目的  
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び真室川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第1017号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成27年12月8日から同月21日まで縦覧に供する。

平成27年12月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 道路の種類 県 道

2 路 線 名 鶴岡羽黒線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市昭和町11番11から 同 大東町25番1まで	旧	18.4メートル } 18.4	15メートル
同 上	新	22.0メートル } 18.4	同 上
鶴岡市大東町17番25から 同 17番27まで	旧	18.4メートル } 18.4	23メートル
同 上	新	20.8メートル } 18.4	同 上

山形県告示第1018号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成27年12月8日から同月21日まで縦覧に供する。

平成27年12月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 路 線 名 鶴岡羽黒線

2 供用開始の区間 鶴岡市昭和町11番11から  
同 大東町19番41まで

3 供用開始の期日 平成27年12月8日

山形県告示第1019号

次の開発行為は、完了した。

平成27年12月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成27年11月19日 指令最総建第20号

2 開発区域に含まれる地域の名称

最上郡戸沢村大字蔵岡字上ノ山2905番49、2905番50、2905番58、3050番、3051番、3052番、3053番、3054番、3055番1、3055番2、3057番、3058番の一部、3718番1の一部、2905番7の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
最上郡戸沢村大字古口270  
戸沢村長 渡部 秀勝

山形県告示第1020号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年12月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第6中 「東根市大字東根甲1390番地の1」 を 「東根市新田町二丁目1番10号」 に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。